

内閣参質二一三第四九号

令和六年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出避難所における新型コロナウイルス感染者数とウイルス除去できる空気清浄機に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出避難所における新型コロナウイルス感染者数とウイルス除去できる空気清浄機に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「新型コロナウイルス感染症定点当たり報告数」については、厚生労働省において、「感染症発生動向調査事業実施要綱」（平成十一年三月十九日付け健医発第四五八号厚生省保健医療局長通知別添）に基づき、各都道府県ごとに適切な感染症対策を立案することを主な目的として報告を求めているものであり、都道府県間の比較を行うことは必ずしも適当ではないと考えていることから、お尋ねの「石川県の新型コロナウイルス感染症定点当たり報告数が全国で最多となっている理由」については、分析していない。

二の前段について

お尋ねについて、御指摘の「避難所で感染防止が徹底できている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、石川県及び関係市町が連携し、避難所における感染症対策の適切な実施に努めているものと承知しており、政府としては、同県と連携し、避難所における感染防止のため、感染症対策に関する専門

家を現地に派遣する等の必要な支援を行っているところである。

二の後段及び三について

お尋ねの「新型コロナウイルス感染症の避難所における感染者数」及び「季節性インフルエンザの避難所における感染者数」については、把握していない。いずれにせよ、政府としては、二の前段についてでお答えしたとおり、感染症対策に関する専門家を現地に派遣する等により、避難所における感染状況の把握に努めながら、必要な支援を行っているところである。

四について

前段のお尋ねについては、御指摘の「ウイルス除去できる簡易の空気清浄機」の寄附があったことは、報道等を通じて承知している。後段のお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「ウイルス除去のできる空気清浄機」は、日本産業規格Z八一二二に定める「HEPAフィルタ」を備えた空気清浄機と解すれば、例えば、窓や換気扇がない等により十分な換気ができない空間において使用する場合など、避難所における感染症の感染防止に資する場合があるものと考えている。

五及び六について

政府としては、避難所における感染症対策について、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成二十五年八月内閣府（防災担当）公表）において、都道府県と市町村が連携して、避難者の健康状態を確認することや、マスク及び手指消毒液の用意、適切な換気の実施等の避難所の衛生管理を適切に行うことなどを促しており、当該換気の実施に当たり、御指摘の「ウイルス除去のできる空気清浄機」を設置するかどうかについては、避難所における換気設備の設置状況等の地域の実情に応じ、都道府県又は市町村において適切に検討されるべきものと考えており、令和六年能登半島地震においても、石川県及び関係市町が連携し、検討の上、避難所における感染症対策の適切な実施に努めているものと承知している。